

## 参 考 資 料

○厚木市公共施設最適化基本計画

○厚木市橋梁長寿命化修繕計画



## ○厚木市公共施設最適化基本計画

### 1. 計画策定の目的

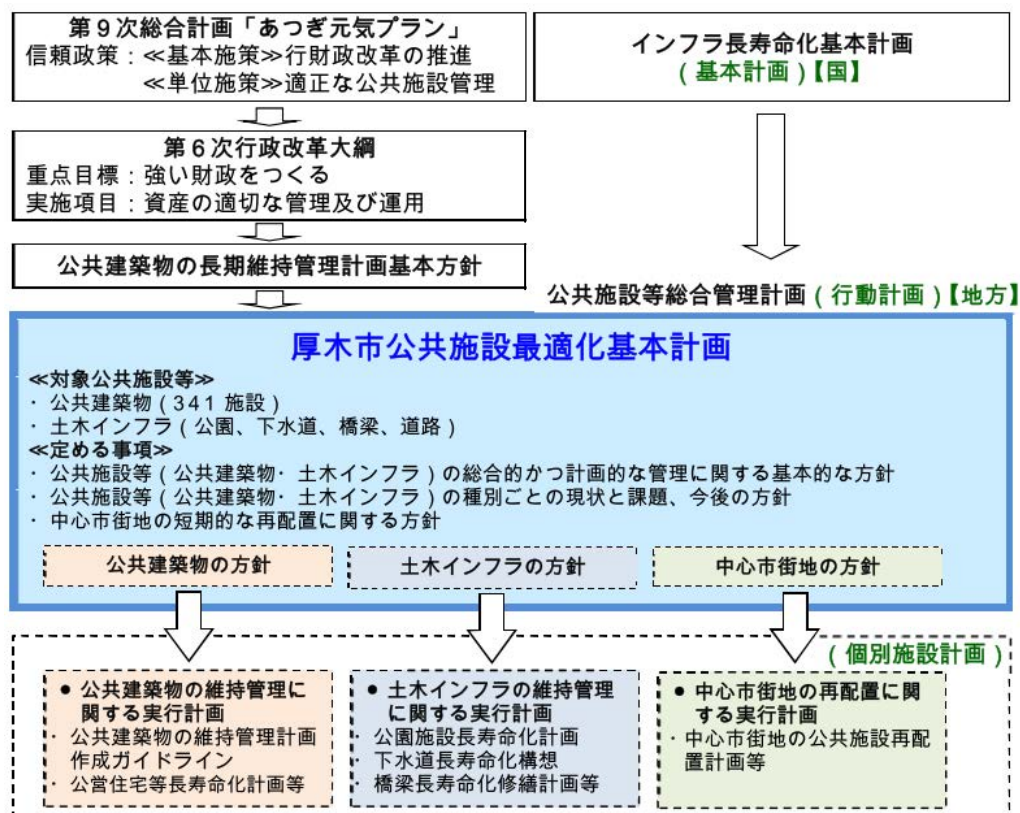
本市の行政サービスを支える公共建築物や土木インフラについては、人口の増加した昭和 50 年代を中心に整備され、今後一斉に施設の更新時期を迎えることから、膨大な維持更新費が見込まれるなど、本市の公共施設等を取り巻く環境は一層深刻な状況となることが予測されます。

そのため、平成 25 年 4 月に策定した公共施設の最適化基本方針等を踏まえ、今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的として策定するものです。

### 2. 計画の位置付け

この計画は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号総務大臣通知）による公共施設等総合管理計画の策定要請の内容を踏まえたものとし、建築物、インフラ施設等の種別ごとの公共施設等の管理の方向性を定め、併せて今後の短期的な再配置を実施するための計画とします。

また、第 9 次総合計画「あつぎ元気プラン」及び第 6 次行政改革大綱を上位計画とし、個別施設計画の方針や計画と整合を図るものとします。



### 3. 計画期間

計画期間：平成 27 年度から平成 66 年度までの 40 年

※本計画は概ね 10 年ごと、個別施設計画は概ね 5 年ごとに見直し

### 4. 土木インフラに関する方針

#### (1) 土木インフラの最適化に関する取組の方向性

本市の土木インフラの維持管理等に充当できる財源は、平成 19～25 年度の財政状況から推計すると、今後 40 年間で約 1,456 億円となります。一方、今後 40 年間に必要となる維持管理・修繕の費用は約 1,778 億円と試算され、約 322 億円が不足することが見込まれます。

しかしながら、土木インフラについては、市民生活を支える必要不可欠な施設であるため、削減目標は設定せずに、個別施設計画として作成する長寿命化構想・計画を踏まえた予防保全型の維持管理の実施、新たな技術導入等を積極的に進める中で、ライフサイクルコストの縮減に取組むとともに、使用料や国庫補助金など特定財源の活用をすることで財源確保に取組みます。

#### (2) 目標実現のための取組

##### 【検証・見直しを通じた予防保全型維持管理の実現】

- ・これまで実施してきている点検・診断・補修・改修についての取組を継続します。
- ・PDCAサイクルによる予防保全型維持管理を進めます。

##### 【維持管理費用の削減につながる新たな維持管理工法等の積極的な導入】

- ・現在、道路の維持管理で導入されている道路舗装の上層部分のみの部分補修等の維持管理費用の削減につながる工法や取組について、最新技術・情報を収集しながら、積極的な導入を進めます。

##### 【全庁・官民協働による点検体制の継続・強化】

- ・道路破損についての情報収集の全庁的な取組体制の更なる強化や道路破損状況の報告に協力する民間企業数を増やすことで、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、更なる維持管理費用の低減を図ります。また、橋梁、トンネル、歩道橋等の道路設備全般についても、同様の取組を進めます。
- ・小規模な土木インフラについては、職員自らによる点検・診断の対象を増やします。

##### 【維持管理に関する職員の技術力の向上への取組】

- ・職員の技術力を高めるために、国や県、維持管理に関する財団・協会等の講習会に積極的に参加し、新たな維持管理に関する技術習得に努めます。
- ・技術継承や技術者不足の両面に対応するために、技術系職員の再雇用の取組の拡大についても検討するなど、維持管理に関する技術職員の強化を進めます。

## ○厚木市橋梁長寿命化修繕計画

### 1. 長寿命化修繕計画の目的

今後増大する橋梁の老朽化への対応策として、従来の事後的な補修や架替えから、予防的な修繕へと転換することで、維持管理に係る費用の縮減を図るとともに、地域道路網の安全性と信頼性を確保することを目的とします。

### 2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁

厚木市が管理する 385 橋のうち、188 橋について長寿命化修繕計画を策定するものとします。残りの 197 橋は、従来通り事後保全型の運用を継続します。

### 3. 健全度の把握及び維持管理に関する基本的な方針

#### (1) 健全度の把握の基本的な方針

国土交通省の「道路橋定期点検要領」に基づいて、5年に1度の頻度を基本とした定期点検により把握します。

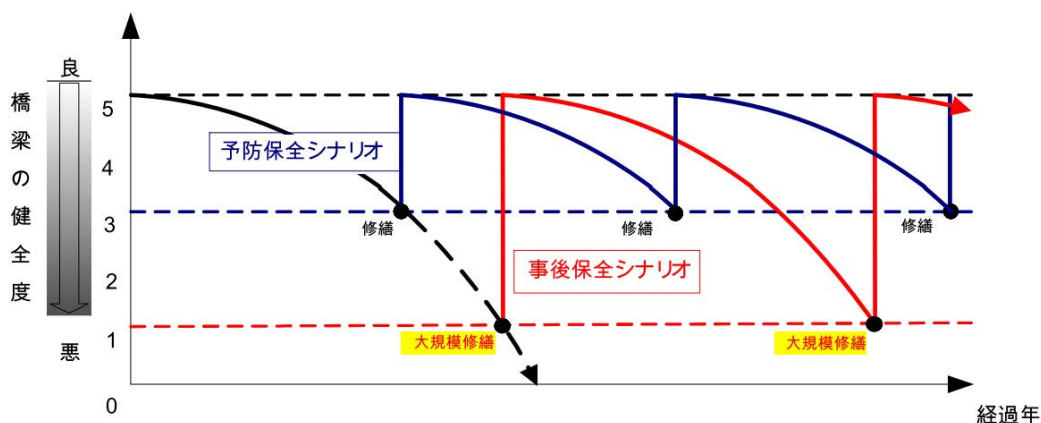
#### (2) 維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として「道路パトロール」を実施するとともに、清掃や土砂詰まりの除去等、比較的対応が容易なものについては日常の維持作業により措置します。

橋梁長寿命化修繕計画は、個別橋梁毎に新設橋の場合は設計段階から、既設橋の場合は橋梁点検実施後に作成します。維持管理サイクルを継続して実施することで、より有効な長寿命化修繕計画を構築します。事業進捗状況などから計画策定方針の妥当性を定期的に検証し、5年を目安に管理橋梁全体の長寿命化修繕計画を見直すものとします。

### 4. 長寿命化及び修繕架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

定期点検および小規模修繕を継続することで、健全度を維持しながら長寿命化を図る予防保全型の維持管理を導入（下図）し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。



図： 管理シナリオの考え方